

## 1. 固定資産の管理および減価償却の規制に関する新しい通達

通達 147/2016/TT-BTC (弊社Taxflash No. 01/2017をご参照下さい)に規定されている用途が混在(事業用、販売用、リース用)した固定資産の管理、使用および減価償却に関連して、財務省は、2017年4月12日に通達 28/2017/TT-BTCを発行し、追加ガイダンスを以下のように規定しました。

- 事業活動及びリース(ファイナンス・リースを除く)に使用される家屋について、固定資産として計上し、新規定に従って減価償却することが認められました(以前は通達147/2016/TT-BTCによりレンタル部分の減価償却は認められていませんでした)。
- 販売用の家屋は、売却目的の商品または資産として計上され、固定資産として認識されず、償却もなされません。
- 用途が混合した家屋で、資産のどの一部についても事業、リース、または販売目的であることを特定できない場合、この資産全体が固定資産として扱われず、したがって償却もなされません。

通達 28/2017/TT-BTCは2017年5月26日に発効し、2016年会計年度から適用されます。

## 2. 業務協力プロジェクトにおける減価償却方法

ハノイ税務局の2017年3月22日付Official Letter 11322/CT-TTHTは、以下の点に言及しています：

- 事業協力契約に従って会計処理を行わなければならない企業は、当該契約で土地使用权が認められ、また事業目的で使用する資産に係る建設代価に関してのみ償却を行うことができます(業務協力契約の相

手方の本店として使用されている部分については減価償却が認められません)。

- 上記のようなプロジェクトにおいて土地賃賃料を支払う企業は、当該土地賃料を費用処理することができます。

## 3. グループのメンバー個別に分配されるボーナスの課税

税務総局の2017年1月23日付Official Letter 281/TCT-TNCNによりますと、(部門や課などの)グループとして褒賞やボーナスを受け、それをグループメンバーに分配する場合には、当該ボーナスはPITの対象になるとされています。

## 4. 条約上の恩恵目的のための取引における免税

2017年4月14日付の税務総局Official Letter 1408/TCT-HTQTは、二重課税協定に基づく減税又は免税の恩恵を受ける目的でのみ行われる取引に関して、当協定に基づく免税を否認するとしています。

この協定に基づいて免税特典を受けようとしている企業の方は、免税が無効にされないよう、上記の点に留意する必要があります。

## 5. 輸出加工企業が購入した商品に係る税関申告または納税について

税関総局の2017年3月16日付Official Letter 533/GSQL-GQ2は、法107/2016/QH13の第4条第1項の規定に関し、以下の点について確認しています。

まず、国内企業と輸出加工企業(EPE, Export Processing Enterprises)との間の取引については輸出入の関係にあるので、EPEが国内企業から購入する商品は原則として通関手続の対象となります。

しかし、2015年12月8日付OfficialLetter 18195/BTC-TCHQにおいて、財務省は、EPEがEPEに適用される優遇を受けず国内企業より購入した輸入商品に関して税金を支払っている場合においては、税関申告の免除を許容しました。

よってEPEは、税関申告を行うか、または税金を納め、国内企業から購入した商品について申告を免除するか、のいずれかを選択することができます。

## 6. 2017年6月1日からの労働災害・疾病保険基金に対する社会保険料の引き下げ

政令44/2017/ND-CPによれば、2017年6月1日より雇員の労働災害および疾病に係る保険基金に対する社会保険料の拠出率は、給与の0.5%となります（政令37/2016/ND-CP第4条に基づく現在の税率は1%）。

## 7. 2019年末までの失業保険料の引き下げ

2017年4月7日付けの政府決議34/NQ-CPによれば、政府は失業保険料率を1%から0.5%に引き下げることに同意しました。

保険料率の調整期間は、2017年4月7日（失業保険料率の調整に関する決議の発効日）から2019年12月31日までとなります。

## 8. 福利厚生基金からの寄付に関する税金政策

税務総局の2017年3月14日付のOfficial Letter 834/TCT-DNLにより以下の点が確認されています。

企業が、生産や事業活動に使用されない休日やテト（旧正月）休暇中に福利厚生基金を使用して従業員に寄付する商品を購入する場合、購入時に課された仕入VATの控除はできず、VATインボイスを発行する必要性は生じません。またCIT計算上の費用とすることもできません。

## 9. ODAプロジェクトに従事する外国人専門家に対するPIT免除の手續

税務総局の2017年4月4日付のOfficial Letter 1272/TCT-TNCNにより以下の点が確認されています。

ODAプロジェクトに従事する外国人専門家がベトナムにおけるPIT免除の条件を確保するためには、ベトナム当事者および外国人専門家の本国から、所轄当局承認済の請負業者の入札書類のリストを追加または修正することによって、当該個人が専門家であることの承認を書面により得なければなりません。

## 10. 資本移転および有価証券移転に関する外国契約者税

税務総局の2017年3月1日付のOfficial Letter 664/TCT-CSにより以下の点が確認されています。株主がベトナムの企業法、投資法に則らず運営されている外国法人である場合には、公開会社以外の株式会社への株式譲渡所得について、通達78/2014/TT-BTC第14条に基づき、CITを支払う必要があります。

## 11. 銀行送金手数料に対する課税

2017年3月6日付のOfficial Letter 731/TCT-DNLにより、送金サービスの請負業者に対する税金について、以下の通り確認されています。外国銀行がベトナムからの銀行振り込みによって得る国外に向けた送金の手数料は、ベトナムの領土外で提供されるサービスに対する収入とみなされません。よって、それらの収入は外国契約者税の対象となりません。

Official Letter 731は、外国銀行送金手数料の源泉徴収税に関して、2015年5月20日付の1924/TCT-DNL、2016年4月14日付の1566/TCT-DNL、2016年8月17日付の3704/TCT-DNL、2016年9月1日の3992/TCT-DNLの各Official Letterを無効にしています。

※本ニュースレターは原文（ベトナム語）からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。



CONTACT

UHY ACA Ltd

UHY ACA Auditing & Consulting Co., Ltd

Thanh Nguyen – Partner Email: thanhnt@uhyaca.vn

Tran Thi Bo - Director Email: bott@uhyaca.vn

Kaz Muraishi - Director Email: muraishik@uhyaca.vn

### Hanoi Head Office

9th Floor, HL Building, 82 Duy Tan, Cau Giay District, Hanoi

Tel: +84 4 3755 7446 /Fax: +84 4 3755 7448

Website : www.uhyaca.vn

### Ho Chi Minh Office

46 Truong Quyen, District 3, HCM City

Tel: +84 8 3820 4899 /Fax: +84 8 3820 4909

\* Hai Phong市とVinh市にもオフィスがあります